

香芝市職員の職務に関する要望等の記録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第12号

香芝市職員の職務に関する要望等の記録等に関する規則の一部を改正する規則

香芝市職員の職務に関する要望等の記録等に関する規則（令和6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（以下）」を「以下」に、「（）」に対し」を「に対し」に改め、「掲げるもの」の次に「（香芝市不当要求行為等への対策に関する規則（令和7年規則第11号）第2条に規定する不当要求行為等を除く。）」を加え、同条第2号中「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。